

※本資料は、今後の当局 (IASB・FASB・ASBJ等) の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。

IASB「IFRS第17号の発効日を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延期することを暫定的に決定」

第40号
Apr-2020

IASBは、2020年3月17日(火)の審議会にて、修正を織り込んだIFRS第17号の発効日(effective date)を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延期することを暫定的に決定した。

また、IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の確定した期限満了日を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延長することを暫定的に決定した。

当該決定により発効日は(暫定的な決定ではありますが) さらに1年延長されます。
(元は2021年1月1日、その後2022年1月1日を発効日とする予定となっていた)

IASBはタイムリーな適用を行い、保険契約の会計処理の質と比較可能性の向上を図ることは必要不可欠であるとしながらも、以下を延長の理由としています。

- ・(元々から2年延長することで) 世界中の保険会社が新しい基準を同時に適用できるようになること。
- ・それが投資家、保険会社、その他のステークホルダーにとって有益であること。

なお、修正を織り込んだIFRS17号の発行(issue)予定はリスケジュールされていないため、2020年6月(2nd Quarter)までに公表される見込みです。

詳細はIASBのホームページ等を参照のこと。